

30 水大第 670 号

平成 30 年 11 月 12 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

境川等水域の河川における水質環境基準の水域類型の見直し

担 当 環境部水大気環境課

調整・計画グループ

電 話 052-954-6221（ダイヤルイン）

説明

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する水質環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）により、水域の利用目的に応じて水域類型が定められます。

水域類型を当てはめる水域の指定に関する事務は、法第16条第2項第2号ロの規定に基づき、都道府県知事が行うこととされています（法第16条第2項第1号により政府が指定を行う水域を除く。）。

また、この水域類型の指定は、環境庁告示において、水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴い適宜改訂することとされております。

水質環境基準の水域類型が定められている本県河川のうち、境川等水域の境川上流、境川下流、逢妻川上流、逢妻川下流、猿渡川、稗田川、高浜川、新川、長田川、半場川、朝鮮川及び阿久比川については、近年の水質調査において、水質の改善等状況の変化が認められることから、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。

河川における水質環境基準の類型指定の見直し

1 水質環境基準の類型指定（法的根拠）

- 河川の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めることとしている。
- 水質環境基準には、水域の利用目的に応じて6つの類型が設けられ、同法に基づき、都道府県知事が水域の類型を指定（二以上の都道府県の区域にわたる木曾川等の水域は国が指定）することとされている。
- また、これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型指定の見直しをすることとされている。

2 本県の類型指定及びその見直しの経緯

当初の類型指定（昭和45年度～）

水域の利用目的（水道、農業用水等）や水質の状況を調査し、水域毎に6つの類型に指定

類型指定の見直し（一回目）（平成7～16年度）

水質の改善状況等に応じ、9水域の類型指定の見直し（引き上げ）を実施

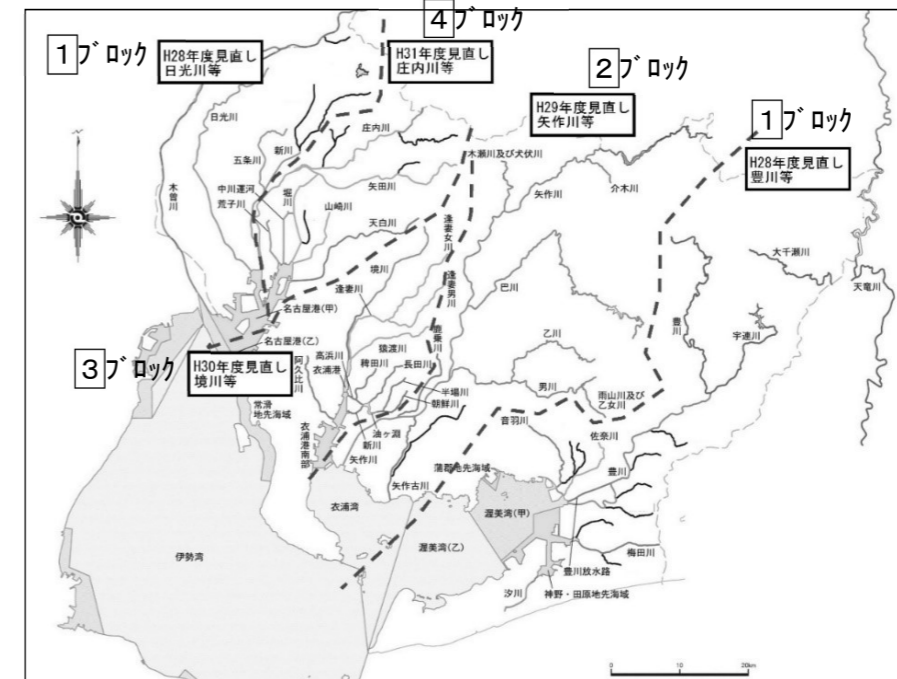
類型指定の見直し（二回目）（平成27年度～31年度）

- 一回目の見直しから約10年が経過し、水質がさらに改善
- 現在49ある水域を4ブロックに分け、順次、類型指定の見直し（引き上げ）を実施

3 今回の類型指定の見直しの進め方

内容	H27	H28	H29	H30	H31
1年目 基礎調査	1 ブロック	2 ブロック	3 ブロック	4 ブロック	
2年目 見直し案作成、告示		1 ブロック	2 ブロック	3 ブロック	4 ブロック

- 1：庄内川等水域の一部（日光川、新川、五条川）、豊川等水域
2：矢作川水域
3：境川等水域
4：庄内川等水域（1ブロックを除く。）、その他の水域



4 類型指定の見直し対象水域（3ブロック）

水質状況が変化している、境川等水域全12水域の境川上流、境川下流、逢妻川上流、逢妻川下流、猿渡川、稗田川、高浜川、新川、長田川、半場川、朝鮮川、阿久比川を見直し対象とする。

5 今年度の予定

平成30年11月12日	愛知県環境審議会に諮問
12月中旬	パブリックコメントの実施
平成31年 2月上旬	愛知県環境審議会からの答申
3月末	指定・告示

参考

1 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抄）

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長
 - ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

2 水質環境基準（河川）の類型

類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1mg/L以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2mg/L以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	3mg/L以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	5mg/L以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8mg/L以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10mg/L以下	工業用水3級、環境保全

※BOD（生物化学的酸素要求量）は、河川の有機汚濁の代表的な指標である。

3 水質の状況

水域区分	水域名	現行		環境基準達成状況（BOD）										
		類型	達成期間*	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
境川等水域	境川上流	B	ハ	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×
	境川下流	C	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	逢妻川上流	D	ハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	逢妻川下流	D	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	猿渡川	D	ハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	稗田川	C	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高浜川	C	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新川	C	ロ	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	長田川	C	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	半場川	C	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	朝鮮川	C	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿久比川	C	ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

* 達成期間の分類

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成